

平成22年11月19日

第2233号

毎週火・金曜日発行

秋田県公報



目 次

告 示

- 生活保護法による介護機関の指定（533・福祉政策課）…………… 1
- 生活保護法による指定介護機関の変更（534・福祉政策課）…………… 1
- 都市計画の変更及び都市計画の図書の縦覧（535、536・都市計画課）…………… 2
- 道路区域の変更及び供用開始（537・北秋田地域振興局建設部）…………… 2
- 道路の供用開始（538、539・仙北地域振興局建設部）…………… 3
- 道路の供用開始（540、541・平鹿地域振興局建設部）…………… 3

公 告

- 土地改良区の役員の退任及び就任の届出（北秋田地域振興局農林部）…………… 4
- 公安委員会告示
- 検定合格者審査の実施（120・生活安全企画課）…………… 4

告 示

秋田県告示第533号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。以下同じ。）第54条の2第1項の規定により、介護扶助及び介護支援給付のための介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定に基づき、告示する。

平成22年11月19日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	サービスの種類	指定年月日
グループホームみさと	有限会社プラントス 代表取締役	鹿角市花輪字寺ノ後 42番地10	認知症対応型共同生活 介護、介護予防認知症 対応型共同生活介護	平成22年9月1日
西風苑居宅介護支援事業 所	医療法人平鹿浩仁会 理事長	横手市平鹿町浅舞字 新堀91	居宅介護支援事業	平成22年10月1日
有限会社はな	有限会社はな 取締役	横手市前郷字元山52 - 4	訪問介護	平成22年10月1日
介護療養型老人保健施設 菅医院	医療法人せいとく会 理事長	湯沢市小野字東堺77 番地1	介護老人保健施設、短 期入所療養介護、介護 予防短期入所療養介護	平成22年10月1日
医療法人せいとく会菅医 院短期入所療養介護	医療法人せいとく会 理事長	湯沢市小野字東堺77 番地1	短期入所療養介護、介 護予防短期入所療養介 護	平成22年10月1日
デイサービスセンター ほっとリハ	株式会社 リハネット ワーク 代表取締役	南秋田郡井川町浜井 川字新堰201番地1	通所介護、介護予防通 所介護	平成22年10月1日
由利本荘医師会病院	社団法人 由利本荘医 師会 会長	由利本荘市水林456 番地4	訪問リハビリテーショ ン、居宅療養管理指 導、介護予防訪問リハ ビリテーション、介護 予防居宅療養管理指導	平成22年10月1日
ショートステイたらちね	医療法人社団柔心会 理事長	男鹿市船越字一向67 番地182	短期入所生活介護、介 護予防短期入所生活介 護	平成22年10月15日

秋田県告示第534号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律

(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。以下同じ。)第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関から変更の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定に基づき、告示する。

平成22年11月19日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

名 称	開設者氏名 又は名称	所 在 地	変 更 事 項		サービスの 種類	変更年月日
			変更前	変更後		
デイサービス センターしら かみ	株式会社メデ カジャパン 取締役社長	能代市悪戸115 -9	のしろ東ケア センターそよ 風	デイサービス センターしら かみ	通所介護、 介護予防通 所介護	平成22年9月1日

秋田県告示第535号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき、次のとおり告示し、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定に基づき、当該都市計画の図書を建設交通部都市計画課に備え置いて縦覧に供する。

平成22年11月19日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 都市計画の種類及び名称
秋田都市計画公園(7・6・3号手形山公園)の変更
- 2 都市計画を変更した土地の区域
変更した部分 秋田市手形字大松沢の一部
- 3 都市計画の変更年月日 平成22年11月19日

秋田県告示第536号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき、次のとおり告示し、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定に基づき、当該都市計画の図書を建設交通部都市計画課に備え置いて縦覧に供する。

平成22年11月19日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 都市計画の種類及び名称
大館都市計画墓園(1号小柄沢墓園)の変更
- 2 都市計画を変更した土地の区域
変更した部分 大館市柄沢字小柄沢及び小柄沢山の一部
- 3 都市計画の変更年月日 平成22年11月19日

秋田県告示第537号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。

平成22年11月19日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 道路の区域及び供用開始の区間

道路の 種 類	旧新別	路線名	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (キロメートル)
県 道	旧	比内田代 線	大館市出川字上野30番4地先から赤石字大道添6 番地先まで	6.90~9.70	0.101
	新	比内田代 線	〃	9.70~17.20	0.101

- 2 供用開始の期日 平成22年11月19日
- 3 道路の区域及び供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (1) 場所 北秋田地域振興局建設部用地課
 (2) 期間 平成22年11月19日から同年12月2日まで

秋田県告示第538号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

平成22年11月19日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 供用開始の区間

道路の種類	路線名	区 間
県 道	長信田羽後長野停車場線	大仙市太田町齊内字南開138番2から字樋目133番地6地先まで

- 2 供用開始の期日 平成22年11月19日
 3 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間
 (1) 場所 仙北地域振興局建設部用地課
 (2) 期間 平成22年11月19日から同年12月2日まで

秋田県告示第539号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

平成22年11月19日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 供用開始の区間

道路の種類	路線名	区 間
県 道	川西六郷線	大仙市藤木字西八圭36番地から18番地まで

- 2 供用開始の期日 平成22年11月30日午後3時
 3 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間
 (1) 場所 仙北地域振興局建設部用地課
 (2) 期間 平成22年11月30日から同年12月13日まで

秋田県告示第540号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

平成22年11月19日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 供用開始の区間

道路の種類	路線名	区 間
県 道	十文字羽後鳥海線	横手市十文字町睦合字川前453番から364番2まで

- 2 供用開始の期日 平成22年11月19日
 3 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間
 (1) 場所 平鹿地域振興局建設部用地課
 (2) 期間 平成22年11月19日から同年12月2日まで

秋田県告示第541号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

平成22年11月19日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 供用開始の区間

道路の種類	路線名	区 間
県 道	野崎十文字線	横手市平鹿町浅舞字加羽146番1地先から字福田316番2地先まで

- 2 供用開始の期日 平成22年11月25日正午
- 3 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間
- (1) 場所 平鹿地域振興局建設部用地課
- (2) 期間 平成22年11月19日から同年12月2日まで

公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、比内町土地改良区から次のとおり役員の退任及び就任の届出があったので、同条第17項の規定に基づき、公告する。

平成22年11月19日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 退任理事の住所及び氏名

大館市比内町笹館字水無106番地2	野 呂 俊 一
〃 〃 字羽立130番地	菅 原 清 吉
〃 比内町中野字五日市袋51番地	畠 山 清 俊
〃 〃 字八幡台5番地	立 石 勇 喜
〃 比内町笹館字羽立95番地	菅 原 繁 逸
〃 比内町独鈷字独鈷179番地4	小 松 一 美
〃 比内町達子字風呂添69番地1	羽 沢 弘
〃 比内町独鈷字沢村141番地	本 間 一 二 三
〃 〃 字橋場44番地	中 田 好 雄
〃 比内町笹館字笹館179番地1	菅 原 一 成

2 退任監事の住所及び氏名

大館市比内町中野字上前田89番地1	野 呂 謙 三
〃 比内町達子字相善廻29番地	羽 沢 繁 志

3 就任理事の住所及び氏名

大館市比内町笹館字水無106番地2	野 呂 俊 一
〃 〃 字羽立130番地	菅 原 清 吉
〃 比内町中野字五日市袋51番地	畠 山 清 俊
〃 〃 字八幡台5番地	立 石 勇 喜
〃 比内町笹館字羽立95番地	菅 原 繁 逸
〃 比内町独鈷字独鈷179番地4	小 松 一 美
〃 比内町達子字風呂添69番地1	羽 沢 弘
〃 比内町独鈷字沢村141番地	本 間 一 二 三
〃 〃 字橋場44番地	中 田 好 雄
〃 比内町笹館字笹館179番地1	菅 原 一 成

4 就任監事の住所及び氏名

大館市比内町中野字上前田89番地1	野 呂 謙 三
〃 比内町達子字相善廻29番地	羽 沢 繁 志

公 安 委 員 会 告 示

秋田県公安委員会告示第120号

警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）附則第5条に規定する審査（以下「検定合格者審査」という。）を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）附則第9条の規定に基づき公示する。

平成22年11月19日

秋田県公安委員会委員長 伊 藤 辰 郎

1 検定合格者審査の種別及び級、日時並びに場所

警備業務の種別及び級	日 時	場 所
空港保安警備業務1級	平成23年1月21日(金) 午後1時30分から午後4時まで	秋田市寺内神屋敷3番1号 秋田県青少年交流センター
空港保安警備業務2級		
施設警備業務1級		
施設警備業務2級		
交通誘導警備業務1級		
交通誘導警備業務2級		
核燃料物質等危険物運搬警備業務1級		
核燃料物質等危険物運搬警備業務2級		
貴重品運搬警備業務1級		
貴重品運搬警備業務2級		

2 検定合格者審査の方法

学科試験及び実技試験により判定する。

なお、実技試験の前に学科試験を実施し、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を実施しない。

3 定員

30人とする。(先着順とし、定員になり次第受付を締め切る。)

4 対象者

- (1) 秋田県公安委員会が発行した旧検定合格証(検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号)の規定により行われた1級又は2級の検定の合格証をいう。以下同じ。)の交付を受けている者
- (2) 秋田県公安委員会以外の公安委員会が発行した旧検定合格証の交付を受けている者で、秋田県内に住所地があるもの又は秋田県内の営業所に所属する警備員
- (3) (1)及び(2)とも、検定規則附則第7条第2項の規定により学科試験及び実技試験の全部を免除される者を除く。

5 検定合格者審査の内容

検定合格者審査は、次に掲げる学科試験及び実技試験を行い、合格基準は、それぞれ90パーセント以上の成績であることとする。

(1) 学科試験

- ア 警備業務に関する基本的な事項
- イ 法令に関すること。
- ウ 警備業務の実施に関すること。
- エ 警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 実技試験

警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

6 申請手続

(1) 受付期間

平成22年12月20日(月)から同月24日(金)までの午前9時から午後5時まで

(2) 提出書類等

- ア 審査申請書 1通
- イ 写真(申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの) 1枚
- ウ 旧検定合格証の写し 1通
- エ 秋田県公安委員会以外の公安委員会が発行した旧検定合格証の交付を受けている者にあつては、次のいずれかの書面 1通

- a 秋田県内に住所がある者は、住所が秋田県内に有することを疎明する書面（住民票の写し、運転免許証の写し等）
- b 秋田県外に住所がある者は、警備業に従事し、かつ、秋田県内の営業所に属することを疎明する書面（営業所所属証明書等）

オ 代理人が提出する場合は、本人の委任状（郵送による申請はできません。）

7 審査申請書等の提出先

- (1) 住所地又は所属する営業所の所在地を管轄する警察署
- (2) 秋田県公安委員会が発行した旧検定合格証の交付を受けている者で、秋田県内に住所がなく、かつ、秋田県内の営業所に属しない者にあつては、県内いずれかの警察署

8 手数料

4,700円

審査申請書を提出する際、秋田県証紙により納付すること。ただし、審査申請書を受理した後に申請を取り消した場合又は検定合格者審査を受けなかった場合には、手数料は返還しない。

9 その他

- (1) 検定合格者審査に際しては、旧検定合格証、筆記用具及び運動靴（上履き）を必ず持参すること。
- (2) 検定合格者審査は、同時に2以上の種別、級に係る審査を受検することはできない。
- (3) 検定合格者審査当日は、開始30分前から受付を開始するので、申請者は、旧検定合格証を係員に示して受付を終えること。
- (4) 検定合格者審査について不明な点は、秋田県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話018-863-1111、内線3043又は3044）に問い合わせること。

正 誤

ページ	行	誤	正
平成22年3月9日（第2161号）掲載の秋田県告示第119号（都市計画事業の事業計画の変更の認可） （原稿誤り）			
3	2	事業地に秋田県仙北市角館町雲然荒屋敷、上町屋、下町屋を加え、仙北市角館町西下夕野、西田、岩瀬、中菅沢において事業地を	事業地を仙北市角館町西下夕野、西田、岩瀬、中菅沢において

発行者 秋 田 県
購読料金 一ヶ月 3,675円(税込み)
印刷所 株式会社 松原印刷社

秋田市山王四丁目1番1号
秋田市山王七丁目5番29号
電話：018-862-8766 FAX：018-863-0005
URL <http://www.matsubarainsatsu.co.jp/>
秋田市山王七丁目5番29号

印刷者 松原 繁雄